

# 青申情報



山形市大手町2番45号  
TEL 641-4620  
URL <http://www.yamagata-airo.com/>

## 山形青色申告会

(非売品) 発行責任者 佐藤清美

### —第71回定時総会終了する—

新会長に佐藤清美氏が就任

4月25日(火)午後4時より、山形青色申告会館2階会議室において、代議員32名(他委任状96名)出席のもと開催した。来賓には、山形税務署筆頭副署長 青山裕爾様、山形県村山総合支庁総務企画部課税課課税課長 後藤典彦様、山形市財政部長 山川稔彦様、東北税理士会山形支部長 高梨徹也様、他山形税務署幹部をお迎えした。今回も昨年に引き続き、総会後の懇親会の開催は見送った。

議事はすべて原案通り承認した。令和5年度の事業計画として、コロナ禍で実施できなかった事業を政府のコロナへの対応が変化したことに伴い、徐々に再開することになった。

第2号議案の役員改選の件では、平成26年より昨年度までご尽力いただいた大沼元一会長が辞任し、新たに常任理事の佐藤清美氏が就任した。また、長谷部光子副会長が定年のため退任となり、常任理事の稲毛美紀子氏が就任した。佐藤悟一副会長と鬼澤義昭副会長、北澤真一専務理事は再任となった。庄司平吉監事が定年のため退任し、理事の工藤泰雄氏が就任した。佐藤悦子監事は再任した。常任理事、理事で定年のため数名が退任したが、会員の減少などの理由で補充はしなかった。総会資料および役員名簿は、5月に配布しているのでご覧いただきたい。

令和5年度は、  
佐藤清美会長の  
新体制のもと、  
ウィズコロナの  
時代を乗り切りたい。



令和5年7月1日 第211号



### 佐藤清美会長の略歴

昭和32年生まれ  
平成9年 青年部会長就任  
常任理事就任  
厚生事業委員会副委員長  
パソコンクラブ会長



### 山形県青色申告会連合会

#### —第66回通常代議員総会—

5月18日(木)午後1時30分より、山形青色申告会館2階会議室において、代議員19名(他委任状16名)出席のもと開催された。来賓には、仙台国税局課税第一部長 保井久理子様、山形県総務部税政課長 村上裕樹様、山形税務署長 佐藤隆資様、他仙台国税局、山形税務署幹部をお迎えした。昨年に引き続き、役職員研修会と懇親会の開催は見送った。

議事はすべて原案通り承認された。第3号議案の任期満了に伴う役員改選の件では、山形会の佐藤清美会長が県連会長に就任した。山形会の佐藤悟一副会長は再任、鬼澤義昭副会長は常任理事に、稲毛美紀子副会長は理事に就任した。

県連は、県内にある29カ所の単位会と8カ所の税務署管内連合会の連絡調整が主な事業である。



## 山形青色申告会連合会

### —第 68 回定時総会—

5 月 30 日(火)午後 4 時より、ホテルキャッスル 4 階「橘楓」において、役員 11 名、各会事務局 6 名出席のもと開催された。来賓には、山形税務署より署長 佐藤隆資様、筆頭副署長 青山裕爾様、個人課税第一部門統括国税調査官 福田幸二様、個人課税第一部門記帳指導推進官 加藤将大様をお迎えした。

議事はすべて原案通り承認された。

今年度の事業計画では、コロナ前には毎年、11 月の税を考える週間中に開催していた「青申学校」を再開する予定である。講師は次回の役員会で決定することになった。

第 3 号議案役員変更の件では、山形会の佐藤清美会長が会長に就任、鬼澤義昭副会長が副会長に就任、稲毛美紀子副会長が監事に就任した。

総会終了後、この度退任する長谷部光子副会長に長年の功績をたたえ山形税務署長から感謝状が贈呈され、長谷部副会長から出席の皆様へお礼の挨拶があった。



## 代 行 部 会

### —第 55 回定時総会—

6 月 14 日(水)午後 4 時より、山形青色申告会館 2 階会議室において、部会員 7 名出席のもと開催された。議事はすべて原案通り承認された。記帳代行者の今後の活動は、①部会費の徴収はなくなる。②記帳代行者を対象とした交流懇親会を開催する。③記帳代行業務はこれまで通り行う。と決定した。

## 会員交流

### ビアパーティー開催のご案内

4 年ぶりに!



会員交流ビアパーティーを開催します☆

日 時:7 月 19 日(水)

午後 6 時開会 ※時間厳守

会 場:ホテルキャッスル 2 階「弥生」

会 費:5,000 円

申込人数:先着 50 名

◆申込受付中!定員になり次第締め切ります。

◆ご案内は6月に配布しています。

## 事務所閉所のお知らせ

8 月 14 日(月)から 16 日(水)までは、お盆休みのため事務所を閉所いたします。17 日(木)より通常業務になります。

なお、通常は土・日・祝日が閉所となります。



## 税務署からの おしらせ

国税に関するご相談について、具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など、電話での回答が困難な場合は、事前に予約の上ご相談していただいておりますが、8 月以降は、相談時間の確保、待ち時間の短縮のためにすべての相談について、面接による相談を希望の場合は、原則事前予約が必要となります。

なお、国税庁ホームページ、チャットポット、電話相談センターですと、来署する必要がございませんので、ご利用ください。